

〈原著論文〉

社会福祉における「普遍主義」概念の諸問題*

金子 充**

1. はじめに：研究目的

社会福祉の政策や研究において「普遍主義 (universalism)」あるいは「普遍性 (the universal)」の概念は、さまざまな場面で用いられる一般的な概念である。一般に普遍主義とは、「特定のカテゴリーの人々に文字どおり『遍く (あまねく)』給付の資格を付与するという原則」(平岡ほか, 2011, p.451) であると考えられ、そのような制度を整備していくこと、すなわち社会福祉の「普遍化」は、こんにちの社会福祉政策の基本理念のひとつとされている。そして、普遍主義をめぐる具体的な議論は、社会保障の給付やサービスの供給方法論の一環として展開されることが多く、資力調査の有無や程度、および「扶助」と「保険」の相互関係等に焦点化されて論じられる傾向がある。

本稿では、社会福祉で一般に用いられる「普遍主義」の概念が歴史的にどのような文脈で論じられ、何を意味してきたのかを再検討することを通して、現代の社会福祉の政策課題をふまえて、今いかなる意味での「普遍主義」を議論する必要があるかを考察する。というのも、現代の社会福祉は普遍主義の理念にもとづく政策・制度を整備しているとされながらも、実質的には利用に際して資力調査が課されたり、保険に加入できなかったり、費用を支払えなかったりするために、サービスを利用できない者が多く発生している。このような社会福祉から排除された者 (被排除者) の観点から普遍主義概念を問いなおす必要があると考えられ、そしてその観点から普遍主義にかかわる議論を現代的な社会福祉の政策論にいかに接続すべきかを再考することが求められている。

具体的な研究の目的は次の二点にまとめられる。第一に、社会福祉において一般に「選別主義」の対概念として語られてきた「普遍主義」の中身を、それらの対比関係において再考する。

*Problems of the concept "Universalism" in Social Policy

**Ju KANEKO 立正大学社会福祉学部社会福祉学科准教授

キーワード：普遍主義、普遍化、選別主義、特殊主義、資格要件

この検討をふまえて、第二に、選別主義との対比関係という枠組みを超えて、より重層的な概念としての普遍主義の中身を確認し、現代的な政策課題に対応する社会福祉の政策論に資する「普遍主義」概念の中身を考察する。

2. 研究の視点および方法

普遍主義は決して一枚岩の概念ではない。本研究においては一貫してこうした視座に立つ。そのために本研究では、必要に応じて社会福祉以外の領域における普遍主義理解——とりわけジェンダー論やシティズンシップ論における普遍主義の理解——を分析の視点に援用する。すでにこうした視点の取り込みを活発におこなっているイギリス等の社会政策論を参照しつつ、本研究では普遍主義を社会権にもとづく社会福祉政策の基礎をなす「資格要件」と「対象像」を軸に整理し、そのあり方をめぐる考察を普遍主義再考の糸口とする。

3. 伝統的な社会政策の議論における普遍主義

(1) 救貧施策から社会保障へ

伝統的なイギリスの社会政策の議論において、普遍主義の概念は「選別主義」に対置されることによって語られてきた (Jones, et al., 1978)。そのなかで、普遍主義の概念は全国民を対象とする包括的な社会保障を支える政策理念として機能してきた。

普遍主義的な社会政策の源流をなす思想として、ウェッブのナショナル・ミニマム論は代表的である。ウェッブは、労働者の処遇改善のための指導原理として提唱したナショナル・ミニマム概念を、のちに一般国民のためのそれへと広げることで、社会政策における資格要件や分配原則の普遍化が不可欠であることを説いた。その後ナショナル・ミニマム論を下地に、貧困者あるいは労働者ではなく、同質的な対象としての「国民一般」を資格要件にするという意味での、社会政策の「普遍化」が進められてきた。社会保険は、福祉国家における普遍主義的な社会政策の基本的構成要素であるとされ、またそれは、救貧法のように対象（救済に値する貧困者）の選別をおこなわないという意味での「普遍性」によって性格づけられているとされてきた。

同時に、分配の普遍化を技術的に可能にする供給方法も模索され、たとえばイギリスでは均一拠出均一給付による社会保険、およびこれを支える全国民対象の国営医療サービス、所得制限のない児童手当、そして公的扶助と社会サービスが整備された。こうした「普遍主義的」な社会政策は「バヴァリッジ・モデル」等と呼ばれている。その後、社会保険、医療サービス、家族手当、公的扶助等を構成要素にもつ「普遍主義的」社会政策は、1960年代にはヨーロッパ各国で一般的なものとなり、そのような社会保障制度をもつ国は「福祉国家」と呼ばれた。

(2) 普遍主義か選別主義か

こうした戦後「福祉国家」体制を構築するなかで、「貧困層から国民一般へ」あるいは「救貧法体制からベヴェリッジ体制へ」という社会政策の普遍化のプロセスにおいて、「普遍主義」（普遍性）の概念を「選別主義」（選別性）との対比で語ることが一般的になったと考えられている。「普遍主義的」な社会政策は、救貧法的な対象選別を回避し、貧困者と労働者（あるいは国民一般）との間で社会政策の二重基準を生じさせないことによって、スティグマの除去や社会的連帯を促すものであるとしばしば論じられてきた。この議論は、ときに「制度的」対「残余的」という福祉国家の理念モデルを含ませつつ論じられることがあり、それゆえ普遍主義は制度的な再分配をうながすものであるとの理解が定着した（Burden, 1995, pp.85-6）。

また当時の一般的な理解によれば、普遍主義か選別主義かをめぐる議論は2つのレベルで展開されてきた。ひとつは社会政策の目的についての「規範論」としてであり、もうひとつは方法についての「供給（分配）方法論」としてである。それらを混合的に含みながら、「普遍」か「選別」かがつねに対比されて論じられた（表1）。

しかし、普遍主義か選別主義かは、二者択一ではなく、政策策定や運営の場面ではそれらを選択的に用いざるを得なかったため、こうしたアカデミックな概念整理はリアリティを失っていったとされている（Jones, et al., 1978, p.46）。たとえばティトマスは、普遍主義の基礎の上に選別主義を構築するモデル（積極的選別論）を示しつつ、資源の効率的分配を実現する政策を模索した（Titmuss, 1968, p.135）。さらに普遍主義－選別主義論は、1980年代以降の多元主義的な社会政策（民営化と分権化）の広がりの中で、より「効率的」な分配を可能にするための選別方法をめぐる議論＝「ターゲティング」論として、選別的な社会政策を基礎づける議論として展開されていった側面もある。

【表1】 一般的に語られてきた普遍主義と選別主義との論点

論点	普遍主義	選別主義
資力調査	実施しない	実施する
スティグマ	権利性や尊厳を確保できる	スティグマ付与
捕捉	すべての人をカバーできるが、福祉依存やフリーライドがあり得る	対象は選別され、漏救が発生する
財政	予防・早期対応ができるため効率的	必要などころのみへ効率的に分配できる
社会的連帯	社会的連帯を促進する	「市民」と「非市民（二級市民）」を区別し、社会的分断（格差）を深める
理念	制度的再分配	残余性

* Jones et al. (1978, pp.44-7), Gilbert (1985=1995, pp.57-9), Burden (1995, pp.85-6), Spicker (1995=2001, p.63), 平岡 (1991, pp.79-91), 杉野 (2004, p.52) を参考に筆者が作成

4. 日本の社会保障における「普遍化」

(1) 日本の普遍主義論

日本の社会保障行政や社会福祉政策の議論においても「普遍主義」は支持されてきた。日本における社会福祉の「普遍化」論は、社会保障や福祉サービスの制度改革の方向性とリンクしながら展開されてきた傾向があり（平岡，2003；杉野，2004），そのことに大きく関連して，選別主義（＝残余性）である「扶助」から普遍主義（＝再分配性）である「保険」への移行が含意されてきた。また一方で，普遍主義をめぐる議論を資力調査・所得調査あるいは必要判定の有無や形式に焦点化させることで，対象選別の方法論へと矮小化させる傾向もあった。

日本の一般的な議論では，1950年代から70年代初頭にかけて，生活保護法が「福祉六法」へと展開したこと，および「国民皆保険・皆年金」が導入されたこと等を筆頭に，資力調査のない福祉施策の拡大，および国民一般を社会保障の対象にしていく過程こそが，戦後社会福祉の「普遍化」の潮流であるととらえられている（杉野，2004）。さらに1980年代から90年代には，基礎年金制度の導入，あるいは社会福祉関連八法改正や社会福祉基礎構造改革による「措置から利用へ」および「扶助から保険へ」という形で，社会保障の「普遍化」が推進されてきたと解釈される。また介護保険制度や支援費制度も，介護サービスの「普遍化」をスローガンに導入されたものであった。

古川孝順は，社会福祉が「貧困者に対する施策」から「貧困者のためだけでない施策」へと変化したことを「普遍化」と呼び，こうした「普遍化」が著しく促進されたのは1980年代の「福祉改革」の推進過程であったとする。加えて，1962年の社会保障制度審議会勧告がこのような傾向に「先鞭をつけた」ものであったと説明している（古川，1994，p.298）。*1

こうした時代的な理解を背景に，日本の社会保障行政や社会保障制度審議会等の議論では，戦後から一貫して国民一般を対象とする「普遍主義」が支持され，資力調査がなく国民一般を資格要件にするという意味での「普遍主義的」な社会保障を具体化するものとして「保険」（あるいは社会保険）という方法が導かれてきた（表2）。

【表2】日本の普遍主義－選別主義論の含意

	普遍主義	選別主義
方法	保険（社会保険）	扶助（公的扶助）
対象	国民一般	貧困層
資力調査	なし	あり
機能	防貧的	救貧的
理念	制度的再分配	残余性

*筆者作成

(2) 普遍主義－選別主義という二分法の厳密化とそこからの示唆

社会福祉研究において、普遍主義概念をより精緻化しようとするいくつかの議論もある。三浦文夫は、普遍主義を「福祉ニードを有するものは誰でも福祉サービスを利用できる」体制であるとし、選別主義を「ニード以外に所得や年齢等によって対象者を限定する」ものとした。さらにその中でとくに個別的ミーンズテストを課すものが救貧的選別主義、それ以外のものが一般的選別主義であると区分した。

一方、里見賢治は、普遍主義（および選別主義）をめぐる議論に2つの次元があると整理している。

① 対象を規定する制度設計上の原理：

「ニードがある者であっても対象を限定するのが選別主義であり、限定しないのが普遍主義である」。ただし、「それ以外にも同じニードがあっても年齢等の要件を設定して給付対象から排除する場合がある」（里見，2002，pp.88-9）。

② 社会福祉の理念にかかわる原理：

「個々の給付の設計原理として選別主義か普遍主義かを問うだけではなく、福祉制度のあり方として選別主義か普遍主義かを問う次元の問題である」（同p.93）。*2

さらに里見の議論では、利用者負担の有無や低所得者のための減免措置の扱いをめぐって理論的な追究をおこなっており、普遍主義－選別主義という二分法をより「厳密化」させる議論を進めている（杉野，2004，pp.53-4）。

三浦と里見の議論では、「普遍主義」の中身を問う際に、資力調査をどのように考えるかに焦点があてられている。しかし、必要判定の有無は所与とされており、「普遍主義」の条件として考察されることはない。里見は、「必要のないところにサービス給付をおこなうことはない」という前提理解をしており、実質的に必要の判定がおこなわれても、それは選別主義ではないとしている。*3 だが、所得保障については必要のないところに給付をおこなうことも可能である。所得保障の場合、必要の確認をおこなうことそのものが普遍主義をそこなうことになりかねない。この議論から、「普遍主義」の意味を考える際に、「必要」あるいは「対象」の扱いを考慮すべきことが示唆される。

5. 従来の普遍主義論への問題提起

(1) 普遍主義の多元性

平岡公一は、選別主義の対概念としてではない普遍主義をとらえようと試みている。普遍主義とは、

- ① 第一に、「すべての者が平等に拠出し、すべての者が平等な給付を受ける平等な資格を持つように社会サービスの基礎を組織する原理」である（ティムズの定義に依拠）。
- ② 第二に、「資力やニードに関わりなく特定のカテゴリーに該当する者全員が受給できる」

こと。

- ③ 第三に、「給付・サービスの受給に際して個別的な資力調査を受けなければならない場合のみを『選別主義』、その必要がない場合を『普遍主義』とする」と整理した（平岡、2003、pp.236-8）。

平岡の議論は、普遍主義か選別主義かという二分法ではなく、またそれらの議論の水準が方法論にあるのか理念論にあるのかという二分法でもなく、普遍主義概念の中身を多義的にとらえなおすことで認識の水準が複雑に絡み合っていることを示そうとしている。

なお、平岡の「普遍性」理解に対して、里見賢治は、拠出を前提としている点において普遍主義とはいえないと批判する。すべての人を対象にすることを含意しながら、拠出等の資格要件を設けている点において、二重の基準を抱えてしまっているという問題提起である。また、里見はスティグマをとまなう必要判定を批判する立場から、「ニード・テストが差別的・屈辱的な方法でなされる場合、利用者に明らかに恥辱（スティグマ）を感じさせることになるため、選別主義となることは明らかである」（里見、2002、p.77）としている。

(2) 普遍主義－特殊主義／共同体主義

ポール・スピッカーは、従来の（イギリスの）社会政策の議論で論じられてきた「普遍主義」概念を、狭義ではあるが「厚い（thick）」概念であったとし、これに対して、より広義で「薄い（thin）」概念としての「普遍主義」について論じている。その際彼は、普遍主義の対概念として政治学等でしばしば用意される諸概念＝「特殊主義（particularism）」と「共同体主義（communitarianism）」を吟味することをとおして、普遍主義概念の重層性を明らかにしている（Spicker, 1994）。すなわち、「普遍主義」に対置される概念としては、次の二点が考えられるという。

① 特殊主義（particularism）

普遍主義－特殊主義の関係を見るとき、その対抗関係を成立させている軸は「適用される基準」である。つまりそこでは、「全ての人に一贯した原則を適用すべき」とするのが普遍主義の立場であり、それに対して「異なる人には異なる基準を適用すべき」とするのが特殊主義の立場となる。日本の社会福祉の文脈で考えるならば、「適用される基準」とは、供給方法や分配基準にかかわる議論を意味することになる。

② 共同体主義（communitarianism）

普遍主義－共同体主義の関係を見るとき、その対抗関係を成立させている軸は「適用範囲（境界の有無）」である。つまりそこでは、「適用範囲を限定しない（境界を引かない）」とするのが普遍主義の立場であり、「適用範囲を限定する（境界を引く）」のが共同体主義の立場となる。日本の社会福祉の文脈でいうならば、資格要件にかかわる議論を意味することになるだろう。

なお、スピッカーの整理によれば、「普遍主義－選別主義」は対抗関係にあるが、「普遍主義

「特殊主義」および「普遍主義-共同体主義」はそのような対抗関係にはないとしている。しかしこの点において彼の議論には多少の混乱がみられる。彼は、普遍主義と共同体主義が対抗関係に「ない」というとき、共同体主義を②の軸で捉え、普遍主義を①の軸で捉えている (Spicker, 1994)。異なる軸において対比している以上、対抗関係にないのは当たり前だともいえる。とはいえもちろん、論理的なレベルで対抗関係にあるとしても、実践的なレベルでは対抗せずに共存することは十分にありうることである。

(3) 「差異」と「連帯」の議論にもとづく「普遍主義的」社会政策の評価

フィオナ・ウィリアムズは、社会政策がジェンダーやエスニシティ等の「差異」に関わる諸問題を無視していることや、女性やエスニック・マイノリティに固有の利害関心や要求に応じることに失敗している点、またそうした人々の搾取や抑圧そのものが国家による社会政策によって再生産されている点などを指摘してきた (Williams, 1989, p.3)。これまでの社会政策は単に差異の問題を無視してきたのではなく、家父長制やエスニック・マイノリティの排除を前提として成り立っており、さらにそれを再生産する機能を果たしてきたとしている。

人々の差異やアイデンティティに関わる特殊な利害関心に対して無配慮であったこれまでの社会政策（無配慮でありながら「普遍主義」といわれてきた社会政策）を、ウィリアムズは「偽りの普遍主義 (false universalism)」と批判している (Williams, 1999, p.672)。このような（偽りの）「普遍主義的」な社会政策は、「白人」「男性」「労働者」を中心に据え、家父長制的で人種差別的な資本主義を構成してきたとしている (Williams, 1989, p.118)。*4

エスピン-アンデルセンは、「普遍主義」について、それが市民の地位の平等をおしすすめ、階級を超えた連帯もしくは「国民全体の連帯」をつくる指導原理（「民衆の普遍主義」）になり得ると論じている。つまり、普遍主義の原理は、民主的権利の拡張と歩調をあわせて形成されるものであり、「市民の地位、便益および責任を平等化し、かつ政治的連合の構築を促進する」。そして、支配的な社会構造に影響を及ぼし、連帯を戦略的に作りだすことに貢献すると考えられている (Esping-Andersen, 1990=2001, p.27; pp.75-6)。

「普遍主義」は社会的連帯を形成する原理であり、その連帯のためには市民の地位、便益、責任、そして権利について再考する必要があるということである。ここでいう市民の地位、便益、責任、権利の再考とは、社会福祉の議論の文脈においては「資格要件」にかかわる議論であり、さらに「対象像」にかかわる議論に接続できるものであると考えられる。

1990年代以降のイギリス社会政策論の議論では、こうした「差異の政治」や「アイデンティティの政治」の議論にもとづく「近代主義的な社会政策」を批判する議論が隆盛となった。また同時に、社会的連帯をうながす社会政策が議論されるようになったことは重要である。

(4) 「対象論」への接続

日本の社会福祉の議論においても、普遍主義をめぐる議論が「必要 (ニード/ニーズ)」あ

るいは「資格要件」の議論と関連づけられながら、社会福祉の「対象」の再検討（対象論）となって考察されている部分があることを確認したい。社会保障・社会福祉の対象は、実質的に「男性稼ぎ手モデル世帯」（家族モデル）であることや「国民」であることなどの資格要件が設けられ、賃労働に就く労働者とその家族であるという人間理解が前提にあったと論じられている。対象である人間が、あるいは「必要」が、このように「集合主義的」ととらえられてきたわけである。その結果、すべての者に同質的に起こる労働不能の問題として「必要」が想定され、そして同質的な問題に対して一律のセキュリティをおこなう仕組みとして、「普遍主義的」な社会保険を用意するという議論が展開されてきたのである。

これを批判した岩田正美は、対象や資格要件をめぐる議論を、社会福祉の供給方法論と切り離して論じる必要性を示している（岩田, 1995, p.32）。その上で、対象をとらえる議論を3つのレベルに整理する。第一が「社会問題としての対象」、第二が「属性別のカテゴリーによる対象」、第三が「必要（ニーズ）と資格要件」である（岩田, 2001, p.28）。この第三のレベルにかんして、社会福祉の実施場面では、国籍、住民票、居住年数等による優先順位づけがおこなわれることがあり、また利用上の要件として、拠出、資力調査、所得制限、費用徴収等が課されることがあるとし、「これらは、主に社会の構成員としての資格を問うものであり、社会問題の解決やニーズの社会的充足を行う『社会』のメンバーの範囲を線引きするものである」（岩田, 1995, p.32）と論じている。

この議論では、「社会の構成員としての資格を問う」という点において、「普遍的な」社会保険の資格要件が主に「被用者」に限られてきたことや、資格要件をもつ者としての「市民」と「非市民」との線引きがおこなわれてきたことに対する異議申し立てがおこなわれている。また、「社会のメンバーの範囲を線引きする」という点において、「普遍的な」社会保障の体系が「一級市民」である社会保険の対象と「二級市民」である公的扶助の対象を選別してきたことに対して、異議申し立てがなされていると考えられる。

6. 結 論

以上の概念整理のとおり、普遍主義は多元的な意味あいをもつ概念であると同時に、そこには多くの「道徳上の問題」=規範的な問題が含まれていることがたびたび指摘されている（Spicker, 1995=2001, p63）。このことから、普遍主義をめぐる議論は、社会福祉政策における給付方法や給付内容という供給方法論にとどまらず、資格要件もしくは対象像をめぐる政治的な議論へと深められる必要があることが示唆される。

また日本の普遍主義をめぐる議論（普遍主義-選別主義論）においては、給付方法・給付内容と資格要件との区別、あるいは必要（対象）と資格要件との区別が未整理であるだけでなく、それらの議論が単純化されたかたちで「制度的再分配モデルか残余的モデルか」あるいは「保険か扶助か」という二元論に接続していることをとらえることができた。加えて、資格要件を

論じる場合にも、資力調査のみに焦点化しすぎている傾向があり、国籍や居住、セクシュアリティ、家族形態などの文化的多様性、もしくは人間理解にも視野を広げつつ、対象（必要）と資格要件をめぐる前提を再考すべきであることが見落とされている。

多くの論者が整理しているように、「普遍性」にはいくつかの水準があり、重層的である。^{*5} ある水準で普遍的であるからといって、別の水準でも普遍的であるとは限らないし、ある水準における普遍性を担保しようと思えば、自動的に別の水準における普遍性を逸脱せざるをえない場面もありうる。普遍主義という概念が決して二元論的に理解されるべきものではなく、各層がときに緊張関係におかれさえするということが、普遍主義の概念を分節化しながら政策立案する作業が重要であることを示している。

本研究をとおして、従来の議論の枠組み（対選別主義）では示すことができなかつた重層的な「普遍主義」概念の分析をおこなうことができ、また現代的な政策課題を論じるうえで、資格要件および対象像に関する議論を含んだ普遍主義の理解が求められていることを示すことができた。近年の日本の社会保障政策は、社会保険を適用することや応益負担をおこなうことをもって「普遍的」と理解する短絡的な議論が目立つ。この分節化の議論によって、従来の社会保障政策の論理にとらわれない多様な政策立案の可能性もあらためて確認することができた。^{*6}

注

- * 1 古川孝順の議論では、62年勧告による「普遍化」は所得保障におけるものであり、そして1980年代の「福祉改革」による「普遍化」は福祉サービスにおけるものであるという区分けもある（古川, p.298）。
- * 2 里見賢治の議論は、「選別主義型の給付が歴史的に劣悪なものに結びつき、あるいはサービスの二重基準を結果してきたこと」（里見, p.94）を基本的に批判している。
- * 3 里見の議論では、現物給付としての福祉サービスが前提となっている。
- * 4 ただし、この種の批判は、重層的で「厚い（thick）」普遍主義概念のある一側面を捉えたものに過ぎない。
- * 5 金子・堅田・平野（2009）の研究では、普遍主義概念が少なくとも4つの水準に分けることが可能であることを整理している。第一は、「適用規準」としての普遍性を内容とする普遍主義である。社会福祉の文脈において再解釈すれば、供給方法や分配原則の次元であり、対概念は、「特殊主義」または「共同体主義」となる。ここからは、誰に対しても同じ基準によって社会福祉を供給するか否か、という議論が導かれる。第二は、「処遇」としての普遍性を内容とする普遍主義である。社会福祉の文脈において再解釈すれば、供給内容の次元であり、対概念としては、異なる人には異なる物を供給するということであるから、「アフターマティブ・アクション」のような政策の理念があてられる。ここからは、すべての人に対して平等に社会福祉を供給するか否か、という議論が導かれる。第三は、「対象像」としての普遍性を内容とする普遍主義であり、対概念としては多文化主義や「差異・アイデンティティの政治」にもとづく人間理解があげられる。ここからは、社会福祉がその対象を同質な存在（「被用者」や「近代家族モデル」のように）としてとらえるか否か、すなわち「同化主義」を前提とするか否か、という議論が導かれる。第四は、

「適用範囲」としての普遍性を内容とする普遍主義である。社会福祉の文脈において再解釈すれば、資格要件（エンタイトルメント）の次元であり、対概念は「選別主義」となる。ここからは、社会福祉が分け隔てなくすべての人に実施されるか否か、という議論が導かれる（金子・堅田・平野, 2009）。

- * 6 本稿は、日本社会福祉学会 第57回全国大会（2009年10月11日・法政大学・理論第3部会）における筆者の口頭報告「社会政策における『普遍主義』の再検討—シティズンシップ論の視角から—」の内容の一部を基礎に、大幅な加筆・修正をおこなって論文としたものである。

また、科学研究費助成による研究「新しいシティズンシップに基づく社会政策構想：『普遍主義』と『互酬性』の再検討から」（基盤研究（C）：研究代表者・金子充：課題番号23530770：2011年度～2013年度）による調査研究の成果の一部である。研究を進めるにあたって、ルース・リスター教授、フィオナ・ウィリアムズ教授、サラ・バンクス教授、小林良二教授から多くの助言と指導をいただき、また堅田香緒里氏、平野寛弥氏から全面的なサポートを得るとともに有意義な議論を重ねることができた。この場を借りて深い感謝の意を表したい。

引用・参考文献

- ・ Burden, T. (1998) "Universalism", Social Policy and Welfare; a clear guide, Pluto Press.
- ・ Esping-Andersen, G. (1990) The Three Worlds of Welfare Capitalism, Polity Press (=2001, 岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房).
- ・ 古川孝順 (1994) 『社会福祉学序説』有斐閣.
- ・ Gilbert, N. (1985) Capitalism and the Welfare State, Yale University (=1995, 関谷登監訳, 阿部重樹・阿部裕二訳『福祉国家の限界—普遍主義のジレンマ』中央法規出版).
- ・ Gilbert, N. and Specht, H., (1993) Dimensions of Social Welfare Policy (3rd edition), Prentice Hall.
- ・ 平岡公一 (1989) 「普遍主義—選別主義論の展開と検討課題」社会保障研究所編『社会政策の社会学』東京大学出版会.
- ・ 平岡公一 (1991) 「普遍主義と選別主義」大山博・武川正吾編『社会政策と社会行政』法律文化社.
- ・ 平岡公一 (2003) 「普遍主義—選別主義論の再検討」平岡公一『イギリスの社会福祉と政策研究』ミネルヴァ書房.
- ・ 平岡公一 (2013) 「選別主義と普遍主義」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック』中央法規出版.
- ・ 平岡公一・杉野昭博・所道彦・鎮目真人 (2011) 『社会福祉学 (New Liberal Arts Selection)』有斐閣.
- ・ 星野信也 (2000) 『「選別的普遍主義」の可能性』海声社
- ・ 星野信也 (2000) 「福祉国家の中流階層化再論—普遍主義対選別主義の新たなバランス」『社会福祉』(日本女子大学) 40
- ・ 星野信也 (2004) 「社会的公正へ向けた選別的普遍主義」『福祉社会学研究』(福祉社会学会) 第1号, 東信堂
- ・ 岩田正美 (1995) 『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房.
- ・ 岩田正美 (2000) 「社会福祉とニード」右田紀久恵・秋山智久・中村永司編『社会福祉の理論と政策』中央法規出版.
- ・ 岩田正美 (2001) 「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望：対象論研究の視角」『社会福祉研究』Vol.80.
- ・ Jones, K. Brown, J. and Bradshaw, J. (1978), "Universality and Selectivity", Issues in Social Policy, Routledge and Kegan Paul.

- ・金子充・堅田香緒里・平野寛弥 (2009) 「社会政策における『普遍主義』の再検討—シティズンシップ論の視角から—」(報告資料) 日本社会福祉学会 第57回全国大会 (2009年10月11日・法政大学・理論第3部会)
- ・Lister, R. (2004) *Povrty*, Polity Press (松本伊智朗監訳 (2011) 『貧困とはなにか』 明石書店).
- ・里見賢治 (2002) 「社会福祉再編期における社会福祉パラダイム—普遍主義・選別主義の概念を中心として」 阿部志郎・右田紀久恵・宮田和明・松井二郎編 『講座・戦後社会福祉の総括と二十一世紀への展望Ⅱ：思想と理論』 ドメス出版.
- ・Shaver, S. (1997) *Universality and Selectivity in Income Support*, Ashgate.
- ・Spicker, P. (1994) "Understanding Particularism", *Critical Social Policy*, Vol.39.
- ・Spicker, P. (1995) *Social Policy: Themes and Approaches*, Prentice-Hall (=2001, 武川正吾・上村泰裕・森川美絵訳 『社会政策講義』 有斐閣).
- ・杉野昭博 (2004) 「福祉政策論の日本的展開—『普遍主義』の日英比較を手がかりに」 『福祉社会学研究』 (福祉社会学会) 第1号, 東信堂.
- ・Titmuss, R. M. (1968) *Commitment to Welfare*, Allen & Unwin (=1971, 三浦文夫訳 『社会福祉と社会保障』 東京大学出版会).
- ・Williams, F. (1989) *Social Policy: A Critical Introduction*, Polity Press.
- ・Williams, F. (1999) "Good-enough Principles for Welfare", *Journal of Social Policy*, 28(4), 667-687.